

第 6 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和5年6月14日(水)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 1 田口 慶則・7 野田 清太・14 池山 允敏・15 宮本 政春
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・24 岡田 勇樹

以上10名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 野村事務局長・加賀事務局次長・小谷主事補

総合支所 久居：若松主査 一志：田中主事補
白山：東山担当主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 17 西森 偉統・22 中野 たつ子

事 項

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)

報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)
附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>

議 事 の 大 要

議 長 それでは、第6回第2農地部会を開会いたします。
本日の欠席はありませんので出席委員数は10名でございます。
議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
17番 西森 偉統・22番 中野 たつ子両委員にお願いしたいと思っておりますので
よろしくお願いたします。
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおり
でございますのでよろしくお願いたします。
それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。

事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正を1箇所、
お願いたします。
16ページの議案第3号、番号1をご覧ください。
この案件につきまして、白山町南出福祉_____に対して取下げ願いが提出され
ましたので、削除をお願いたします。
また、この削除に伴い、16ページの下合計欄について、合計2筆を1筆に、
計264㎡を194㎡に、そして畑264㎡を194㎡に修正をお願いたします。

それでは、議案書の1ページから5ページをお願いたします。
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から7で、件数は7件、合計面積は34,451.79㎡で、その内訳
は田が24,487㎡、畑が7,447.79㎡、その他が2,517㎡でござ
います。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性があります
ので、届出人に対して指導しております。

6ページをお願いたします。
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移
転）でございます。
番号1 宅地分譲用地
番号2 宅地分譲用地
以上、件数は2件、合計面積は720㎡で、すべて畑でございます。

7ページをお願いたします。
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）
でございます。
番号1 駐車場用地
以上、件数は1件、合計面積は580㎡で、すべて畑でございます。

8ページをお願いたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）
でございます。

番号1 一般個人住宅用地
以上、件数は1件、合計面積は396㎡で、すべて畑でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1 _____、主たる耕作物 米・麦・大豆、耕作面積 田33.9ha 畑
20.6ha 合計54.5ha。

以上件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを
満たしております。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申
請について（所有権移転）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、10ページをお願いいたします。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でござい
ます。

番号1、地区 久居、申請地 久居明神町西横山_____、登記地目・現況地目
とも畑、面積 846㎡、受人 _____、面積 5,960㎡、渡人 _____。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、営農縮小のためです。

番号2、地区 久居、申請地 久居元町垣内_____、登記地目・現況地目とも
田、面積 1,451㎡、受人 _____、面積 36,000㎡、渡人 _____
外1名。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 久居、申請地 戸木町池尻_____、登記地目・現況地目とも田、
面積 449㎡、受人 _____、面積 7,320㎡、渡人 _____。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号4、地区 久居、申請地 牧町北浦_____、登記地目・現況地目とも畑、
面積 314㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、遠方による営農縮小のためです。

番号5、地区 久居、申請地 木造町北野_____、登記地目・現況地目とも畑、
面積 346㎡、受人 _____、面積 2,158㎡、渡人 _____。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号6、地区 榊原、申請地 榊原町丸ヶ_____、登記地目・現況地目とも畑、
面積 115㎡ 外2筆、合計面積 696㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡
人 _____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

11ページをお願いします。

番号7、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬十王寺_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 191㎡、受人 _____、面積 4,392㎡、渡人 _____。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号8、地区 家城、申請地 白山町南家城町田_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 218㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、遠方による営農縮小のためです。

番号9、地区 八幡、申請地 美杉町奥津セコハ_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 439㎡、受人 _____、面積 7,268㎡、渡人 _____。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号10、地区 下之川、申請地 美杉町下之川村_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 571㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、遠方による営農縮小のためです。
以上、件数は10件、合計面積は5,521㎡で、その内訳は田が3,009㎡、畑が2,512㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただいた地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

田口委員 6番田口です。8日に現地を見て参りました。1番、2番、3番と地区が違うので、推進委員が4名と農業委員の諸戸さん、中野さん、野田さんと見て参りました。1番は事務局の説明通りでございます。2番も同じく、3番もそうです。4番は3名で現地を確認いたしました。推進委員は3名です。5番は推進委員3名と私、事務局とで確認しました。_____をする南になります。これも先は太陽光になるのかなと思いますけど。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 6番、お願いします。

野田委員 7番野田です。6月7日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進員4名とで行って参りました。20年以上前に耕作をたのみ、売却するものです。何ら問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。つぎ、7番お願いします。

宮本委員 15番宮本です。8日の日に池山委員と事務局で見て参りました。本人が立ち会

いに来てまして、隣の人だそうで何ら問題ないということで、よろしくお願ひします。

議 長 8番お願ひします。

西森委員 17番西森です。6月9日に中谷、岡田、西森委員、地元推進委員、白山の事務局と見て参りました。場所は_____から西へ_____に歩いたところ。現況は畑で利用しておりまして、きれいに管理されていて、このまま利用するというので何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 9番、10番お願ひします。

結城委員 18番結城です。8日に推進委員と事務局で現地を確認いたしました。9番は、渡人は労力不足のため地元推進委員さんに耕作してもらおう。10番下之川について、8日に地元推進委員さんと事務局とで現地を確認いたしました。渡人は遠方のため維持が困難なため、美杉の他地区建物と一緒に譲渡したいということです。受人は宅地建物も買い、家族で生活するのに、近くで季節の野菜を作って楽しみたいということです。以上でございます。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思ひます。

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居野村町北小膳田_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 428㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大井、申請地 一志町井関若林____、登記地目・現況地目とも田、面積 534㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を建売（分譲）住宅用地とするものです。

許可証の交付につきましては津市開発指導要綱との同時許可となります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 川合、申請地 一志町八太欠ノ下____、登記地目・現況地目とも畑、面積 158㎡ 外4筆、合計面積768㎡、受人 ____、渡人 ____ 外3名。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高岡、申請地 一志町其倉谷出____、登記地目・現況地目とも畑、面積 380㎡ 外2筆、合計面積 1,136㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、413.32㎡、パネル設置率は、36.4%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

13ページをお願いいたします。

番号5、地区 川口、申請地 白山町川口二川____、登記地目・現況地目とも畑、面積 855㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、403.4㎡、パネル設置率は、47.2%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 川口、申請地 白山町川口宮ノ西____、登記地目・現況地目とも田、面積 985㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、439.2㎡、パネル設置率は、44.6%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 川口、申請地 白山町川口馬廻り____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,765㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、510.4㎡、不整形地のため、パネル設置率は、28.9%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 倭、申請地 白山町上ノ村正住寺____、登記地目 畑、現況地目 田、面積 565㎡ 外3筆、合計面積 848㎡、受人 ____、渡人 ____

_____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、380.86㎡、パネル設置率は、44.9%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 家城、申請地 白山町南家城片山_____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 11㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

平成20年頃より駐車場と資材置き場にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 家城、申請地 白山町二俣堂之前_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 71㎡ 外3筆、合計面積 444㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、319㎡、パネル設置率は、71.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

14ページをお願いいたします。

番号11、地区 竹原、申請地 美杉町竹原中ノ垣内_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 26㎡ 外2筆、合計面積 177㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 八幡、申請地 美杉町奥津谷垣内_____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 1,603㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

十数年前より先代が建設用資材置場にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 八幡、申請地 美杉町奥津西ノ手_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,395㎡ 外3筆、合計面積 2,282.91㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、496㎡、不整形地のため、パネル設置率は、21.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

15ページをお願いいたします。

番号14、地区 多気、申請地 美杉町上多気上沖_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,490㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、496㎡、パネル設置率は、33.2%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は14件、合計面積は13,326.91㎡、このうち田が8,251㎡で、畑が5,075.91㎡でございます。
これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番お願いします。

田口委員

6番田口です。8日に現地を見て参りました。空いているところで何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

2番から4番お願いします。

池山委員

14番池山です。2番、3番、4番ですが、2番は田んぼのよう見えないが、今まで田んぼだったところでした。わき水の多いところで、わき水で田んぼをしていた地形なんですけど。一旦分譲にしようとしていて法的に問題があって、建て売りにするという事です。

6月8日に地元推進委員と事務局とで現場確認をして参りました。わき水が非常に多いので、そういう問題をどう処理していくのか、農業委員のタッチすべきところではないのですが、注意していこうということで、問題無かろうと判断しました。

3番は全部で5筆。これは_____の駐車場として使われているところで、隣接地でございます。_____の直ぐ北側にあたります。畑ですが何も耕作されていない状態です。整地して従業員の駐車場に整備したいということです。一般住宅も隣接しておりますし、八太地区の_____に隣接して境界があやふやなところがあり、確認をするよう話しをしました。

4番は_____の合流地点。荒れ地の状態になっております。周辺はずーっと太陽光が設置されております。これから問題になりますのは、草の処置。竹が生えてくるので、これからどのように監視されていくのか、設置者と管理者の問題がいろいろ出てくると思います。それらは管理していくものの責任で、問題無かろうと判断いたしました。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。次、5番から7番お願いします。

中谷委員

16番中谷です。6月8日に西森、岡田、中谷の3人の農業委員と、白山の事務局、地元推進委員は病欠でした。

5番は_____の西20メートルぐらい。畑を作っている方が多いのですが、荒地という形になっております。渡人も遠いところに居るので管理できないということで、仕方が無いかないという感じです。

6番ですけど、_____の北側。周りが作って見えるので草刈りだけはしっかりしてもらおうということです。

7番は_____の入り口の手前です。5月に_____したところで、渡人は手放したいということで、太陽光に売るという感じでした。

8番は6月8日に西森、岡田両委員と地元推進委員と見て参りました。場所は_____から西へ200メートルほど行ったところです。南側は太陽光があって、太陽光に挟まれた場所でした。ここもいずれ太陽光になるだろうという前から感じがありましたので、問題は無いかと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。9番、10番お願いします。

西森委員 17番西森です。6月9日に9番、10番見て参りました。中谷、西森、岡田の3人の農業委員、推進委員、事務局のメンバーで見て参りました。9番の場所は_____の南側の山の方に入っていったところで、_____を作っておるのですが、その_____の時に田んぼをつぶしたわけではないけど、ある程度伸ばしてしまって、雑種地のようになっていました。場所もはっきりしないという地主さんの話もあったのですが、現在は資材置場のような形になっておりました。問題無いのではないかと思います。

10番ですが、二俣の_____の入り口から300メートルほどいった、ちょっと高台にあります。その昔、_____時に駐車場に使った広い場所でした。現状は管理されていたようなところですので、太陽光になるかなという場所でした。何ら問題ないと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。11番から14番お願いします。

結城委員 18番結城です。11から14まで説明します。11番ですが、8日に推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。申請人は建物を購入し移住するに当たり駐車スペースが不足しているためということです。11番は駐車場ということです。

12番八幡。8日に推進委員と事務局とで現地の確認をいたしました。受人は当該地を使用貸借により建設用資材置場として数十年間使用しておった。今般譲り受け、引き続き建設用資材置場として利用していきたいということでございます。

13番は推進委員、事務局とで現地確認いたしました。当該地を耕作する必要が無くなったため、太陽光発電施設を設置し、再生エネルギーを生産したいということです。

14番は8日に推進委員と事務局で現地確認しました。地権者が耕作の意志が無くなったため、休耕地を有効活用するために太陽光発電を設置したい、再生エネルギーを生産したいということです。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思えます。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思いをします。

議長 続きます、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 倭、申請地 白山町南出福祉_____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 194㎡、合計面積 194㎡、借受人 _____、貸渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、65.8㎡、パネル設置率は、25%になります。
平成29年に太陽光設備にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は194㎡で、すべて畑でございます。
この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思いをします。

中谷委員 16番中谷です。6月8日に西森、岡田両委員と、推進委員と事務局とで確認して参りました。既に太陽光パネルが張ってある状態で、29年に当該地の西隣に太陽光発電のパネルが作られたのですが、業者さんが設計ミスで当該地まで作ってしまいまして、今回、設備を別の会社に貸し出すということで申請が出ました。場所は_____のすぐ近くで周りに人家もあります。代替えの耕地を用意したということです。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思いをします。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきます。

した議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思いをします。

議長 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 栗葉、申請地 庄田町馬廻り_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 743㎡の内297.07㎡、借受人 _____、貸渡人 _____。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は297.07㎡で、すべて畑でございます。
この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思いをします。

野田委員 7番野田です。6月8日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員2名と事務局とで行きました。土地を借りて一般住宅を建設するものです。隣は住宅でございますので、何ら問題はないと思いをします。よろしくをお願いします。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思いをします。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思いをします。

議長 次に別冊でお配りしました議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>を議題といたします。

議長 事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で27,628㎡、契約件数は9件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で48,491㎡、畑の使用貸借で2,866㎡、契約件数は22件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で10,998㎡、契約件数は5件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で1,487㎡、畑の使用貸借で89㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて88,604㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて2,955㎡、合計契約件数は37件、合計面積は91,559㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区8件、一志地区17件、白山地区4件、美杉地区0件で、合計29件、合計面積は81,998㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で78.4%、面積で89.6%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。今回は7件ございました。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各要件を満たしていると考えます。

最後に、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議長 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、第6回第2農地部会を閉会します。

午後2時41分

上記は、第6回第2農地部会の議事を録したものである。

令和5年6月14日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____